投資信託積立取引約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客様が GMO クリック証券株式会社(以下「当社」といいます。) と契約する投資信託受益証券または受益権(以下「投資信託」といいます。) の定時定額買付サービス(以下「本サービス」といいます。) に関する取り決めです。

当社は、この約款に従ってお客様と本サービスに係る契約を締結いたします。

第2条(申込方法)

- 1. お客様が本サービスをご利用されるためには、あらかじめ当社に証券口座を開設していただく 必要があります。
- 2. 本サービスのお申込みはインターネットにより行うものとします。
- 3. 当社は、本サービスの利用において、契約締結前交付書面(目論見書及び目論見書補完書面)、 取引残高報告書等を電子交付するものとします。

第3条(買付けする投資信託の選定)

- 1. 本サービスによって買付けることができる投資信託は、当社が選定する銘柄(以下「選定投資信託」といいます。) とします。
- 2. お客様は、選定投資信託の中から買付けを行う投資信託を指定するものとします。(以下、指定された買付けを行う投資信託を「指定投資信託」といいます。)

第4条(払込方法)

- 1. お客様は、指定投資信託の買付けに必要な金銭を以下のいずれかの方法で払い込むものとします。
- (1) 証券口座のお預かり金又は信用取引保証金から振替える方法
- (2) 予めお客様にご指定いただいた金融機関の預貯金口座から自動引落により払い込む方法
- 2. 前項の規定により払い込まれた金銭に対しては、利子その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

第5条(指定投資信託の買付)

- 1. 当社は、お客様が申込まれた内容に従い、遅滞なく指定投資信託の買付を行うこととします。
- 2. 前項の買付価額は、目論見書に定める買付日の基準価額に所定の手数料等を加えた金額とします
- 3. 買付日が営業日でない場合、原則として翌営業日に買付を行うこととします。
- 4. 特定累積投資勘定での買付において、予めお客様がご指定された定額の買付金額が年間投資上限額を超過した場合、本サービスは停止することとします。
- 5. 特定非課税管理勘定での買付において、予めお客様がご指定された定額の買付金額が年間投資 上限額を超過した場合、一般口座または特定口座で買付を行い、翌年になり新たな年間投資上限

額が付与された場合に再び特定非課税管理勘定での買付に自動的に切り替えることとします。

第6条(保管)

この契約によって取得された投資信託受益証券は、投資信託受益権振替決済口座管理約款及び 保護預り約款にしたがい保管するものとします。

第7条 (果実の再投資)

指定投資信託の果実の再投資については、お客様に代わって当社が受領のうえ、お客様の証券取引口座に繰り入れ、その全額をもって決算日の基準価額により当該指定投資信託受益権等を買い付けます。各指定投資信託の目論見書、各種取引約款及び取引ルール等に従うものとします。なお、この場合の買付手数料は無料とします。

第8条(投資信託受益権または金銭の返還)

- 1. 当社が、この契約に基づく指定投資信託または金銭について、お客様からその返還を求められたときは、当該投資信託の目論見書に記載するところ、または取引ルールの定める方法に従って返還します。
- 2. 前項の請求及び返還は、所定の手続によってこれを行うものとし、所定の方法によりお客様に返還します。ただし、返還は、当該投資信託の目論見書に記載された方法により決定された価額により各投資信託の受益証券を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税、消費税等を差し引いた金銭を引き渡すことにより、これに代えることができるものとします。

第9条(取引及び残高の通知)

- 1. 当社は、本サービスによるお客様への取引明細及び残高明細の通知を、契約締結時交付書面(取引報告書)及び取引残高報告書により行います。
- 2. 前項に定める契約締結時交付書面(取引報告書)及び取引残高報告書については、書面による 交付に代えて金融商品取引法に従い電磁情報処理組織を使用する方法により提供することができ るものとします。

第10条(申込内容の変更)

お客様は所定の手続きに従って、本サービスの申込内容の変更を行うことができるものとします。

第11条(本サービスの停止)

当社は、第5条に係わらず、次の各号に該当した場合は本サービスは停止することとします。

- (1) 証券口座の預り金が不足していた、または予めお客様がご指定された金融機関の預金口座残 高が不足していた等により、買付の際に、第4条に定める金銭の払込がない場合
- (2) お客様が本サービスの申し込みを取消された場合
- (3) その他の理由により預金口座からの引落ができなかった場合

第12条 (選定投資信託の除外)

対象投資信託が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は当該投資信託を選定投資信託から 除外することができるものとします。なお、この場合、当社はお客様に遅滞なく通知するものと します。

- (1) 当該投資信託が償還されることになった場合もしくは償還された場合
- (2) 対象投資信託の買付口数が当社の定める口数以下となった場合
- (3) その他当社が必要と認める場合

第13条(解約)

本サービスは次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- (2) お客様が当社の証券取引口座を解約された場合
- (3) お客様の指定投資信託が前条の規定に従い選定投資信託から除外された場合で、他の指定投信託の申込がなされていない場合
- (4) 当社が本サービスの解約を申し出た場合
- (5) 当社が本サービスを営むことができなくなった場合
- (6) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

第14条 (その他)

- 1. お客様よりお届けいただいた名称、住所に宛てて当社が行った諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うものとします。
- 2. この約款に定めのない事項については、「オンライントレード取扱規程」「保護預り約款」等、 当社の他の約款・規程の定めによるものとします。

第15条(約款の変更)

本約款の変更については、当社の「オンライントレード取扱規程」第41条を準用します。

2024 年 1 月 1 日 GMO クリック証券株式会社